という。）が、第二次気候変動対策プログラム・ローン（景気刺激支援を含む。）として、日本国政府による気候変動対策プログラム・ローンを含むフランス政府との協調融資の下でのインドネシア共和国政府の政策文書（以下「政策文書」という。）の実施において同政府を支援することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インドネシア共和国政府に供与されることになる。

2 (1)　借款は、インドネシア共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、五年の据置期間の後十年（景気刺激支援に係る部分を除く。）、景気刺激支援に係る部分については三年の据置期間の後十二年とする。

(b)　利子率は、年〇・一五パーセント（景気刺激支援に係る部分を除く。）、景気刺激支援に係る部分については六箇月の貸出しに適用される適用可能なロンドン銀行間取引金利とする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後三年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3 (1)　借款は、インドネシアの実施機関及びインドネシア共和国内の輸入者が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して既に行った支払で、生産物（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物を除く。）の購入又は当該生産物の購入に付随する役務の購入のために両者の間で既に締結された契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

(3)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

4　インドネシア共和国政府は、インドネシア共和国政府の名義でインドネシア銀行に開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をインドネシアの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、インドネシア共和国政府の国家予算に編入され、インドネシア共和国政府による政策文書の実施を支援するために使用される。

5　借款の元本の償還並びに利子及びその他いかなる課徴金の支払の責任も、インドネシア共和国政府が負う。

6　インドネシア共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

7　インドネシア共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

8　インドネシア共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連して課されるインドネシアの財政課徴金及び租税を免除する。

9　インドネシア共和国政府は、借款が適正にかつ専ら3(1)に規定する生産物又は役務の購入のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

10　インドネシア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及び政策文書の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及び政策文書に関連するその他の情報

11　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインドネシア共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千九年十二月十日にバリで
インドネシア共和国駐在
日本国特命全権大使　塩尻孝二郎

インドネシア共和国　外務大臣
Ｒ・Ｍ・マルティ・Ｍ・ナタレガワ閣下

（インドネシア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をインドネシア共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千九年十二月十日にバリで
インドネシア共和国　外務大臣
Ｒ・Ｍ・マルティ・Ｍ・ナタレガワ

インドネシア共和国駐在
日本国特命全権大使　塩尻孝二郎閣下

○外務省告示第十四号

平成二十一年十二月十一日にポートモレスビーで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がパプアニューギニア政府との間に行われた。

平成二十二年一月六日

外務大臣　岡田　克也

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、パプアニューギニアの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とパプアニューギニア政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　八十二億六千百万円（八、二六一、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ポートモレスビー下水道整備計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、パプアニューギニア政府に供与されることになる。

2 (1)　借款は、パプアニューギニア政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・二パーセントとする。ただし、(b)にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該部分に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後八年とする。

(d)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(2)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3 (1)　借款は、パプアニューギニアの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　パプアニューギニア政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　パプアニューギニア政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。